

指定障害福祉サービス事業者（千葉市登録地域生活支援給付サービス事業者） に対する指定（登録）取消処分について

障害者総合支援法等に基づき、市内の指定障害福祉サービス事業所（千葉市登録地域生活支援給付サービス事業所）の監査を行ったところ、給付費の請求に関して不正があったことが認められたため、運営事業者に対して、令和8年7月8日付けで、指定（登録）取消処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

（1）運営事業者

株式会社 Twin Trees（中央区今井2-5-23 天満ビル2階）
代表取締役 山本 亜希子

（2）事業所

訪問介護事業所並木道（中央区今井2-5-23 天満ビル2階）

（3）実施事業

- ア 指定障害福祉サービス（居宅介護、同行援護（平成28年4月1日指定））
- イ 千葉市登録地域生活支援給付サービス（移動支援（平成28年7月1日登録））

2 行政処分の内容および理由

（1）処分

- ア 指定障害福祉サービス事業者の指定取消処分
- イ 千葉市登録地域生活支援給付サービス事業者の登録取消処分

（2）取消年月日（効力発生日）

令和8年8月1日

（3）理由

以下のとおり、平成30年8月から令和6年4月までの5年9カ月にわたるサービス提供期間について、介護給付費等の請求に不正があったことが認められたため（障害者総合支援法第50条第1項第6号および千葉市地域生活支援給付事業実施要綱第10条第1項第3号に該当）

- ア 複数の利用者について、実際にはサービスを提供していないにもかかわらず、複数回にわたり、介護給付費等を不正に請求し、受領した。
- イ 複数の利用者について、実際のサービスの提供とは異なる内容で、複数回にわたり、介護給付費等を不正に請求し、受領した。
- ウ 複数の利用者について、制度上認められていない従業者の同居家族に対するサービスを複数回にわたり介護給付費等として不正に請求し、受領した。

3 返還等請求額

55,579,568円

(内訳)

ア 介護給付費

49,004,907円(加算金を含む)

イ 千葉県地域生活支援給付費

6,574,661円